

市川市地域防災計画の修正について

令和6年12月

危機管理室 危機管理課

市川市地域防災計画について

市川市地域防災計画

災害対策基本法42条の規定に基づき
市川市防災会議が作成する計画

震災編

風水害等編

大規模事故編

市民の生命、身体および財産を守るため、

「平常時の減災対策を定める予防計画」

「被害を最小限に留めるための円滑な流れを示した応急対策計画」

等を定めている。

修正の目的

背景

新たな
地震被害想定

能登半島地震等
近年の災害教訓

国・県の
防災計画の
見直し

より効果的な災害対応や市民生活の安心安全に
繋げていけるよう防災対策の推進を図るため、
市川市地域防災計画の修正を行う。

1. 市川市地域防災計画

震災編

(1) 被害想定の見直しに伴う修正

- **新たな被害想定**の位置づけ(P17~23)
- **耐震化・液状化対策**の推進(P29、31)
- **出火延焼防止対策**の推進(P31~32)
- **避難者対策**の強化(P37、48、49、121)
- **災害に強い市民**の育成・強化(P60、62)

(2) 能登半島地震等の災害教訓を踏まえた修正

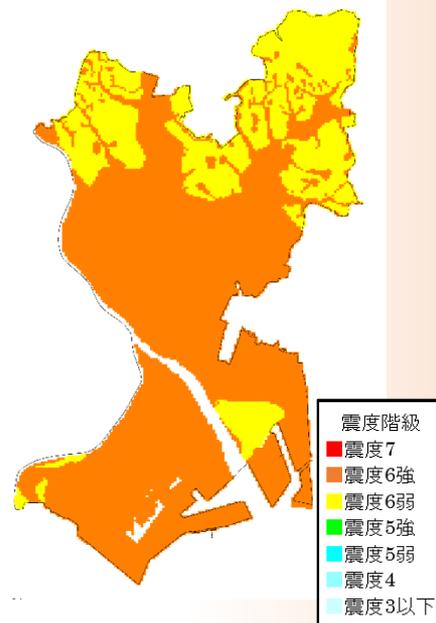
- **災害用トイレ**の確保・管理(P57)
- **応急対策職員派遣制度**の活用(P40、82)
- **被災者支援**の強化(P51、59、119)

(3) 国や県の動向や社会情勢の変化を踏まえた修正

- **参集基準**の見直し(P78)
- **災害対策のDX化**推進(P39、42)
- **応援受援体制**の強化(P41、127)

(4) 計画の実効性を高めるための修正

- **担当部署**の明確化(P26~63)
- **応急対策用地**の確保(P37)
- **代替施設**の確保(P69)



(1) 被害想定の見直しに伴う修正

① 新たな被害想定 の位置づけ (P17~23)

これまでの被害想定 (H25)

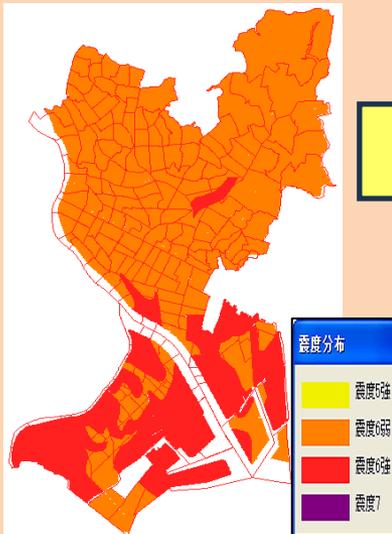
【前提条件】

〈東京湾北部地震〉

- ・マグニチュード: 7.3
- ・震源の位置: 本市の真南
- ・震源の深さ: 約20km
- ・発生時刻: 冬18時
- ・風向、風速: 北北西

〈人口〉

- ・458,678人
(H24年3月末時点)



【予想される被害】

全壊建物	3,678棟
半壊建物	17,196棟
出火件数	14.5件
死者	331人
負傷者	4,072人
避難者(1日後、避難所のみ)	47,191人

新たな被害想定 (R6)

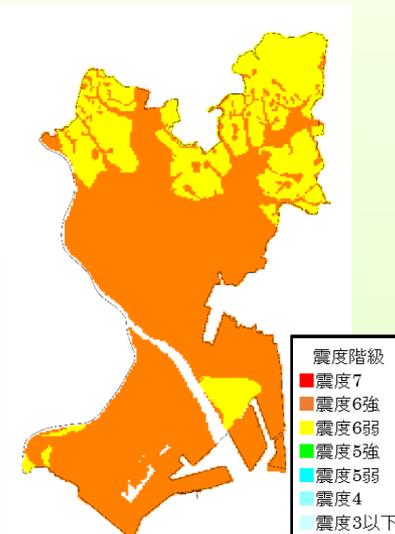
【前提条件】

〈東京湾直下地震〉

- ・マグニチュード: 7.3
- ・震源の位置: 本市の真南
- ・震源の深さ: 約48km
- ・発生時刻: 冬18時
- ・風向、風速: 北北西

〈人口〉

- ・491,423人
(R5年1月末現在)



【予想される被害】

全壊建物	<u>4,807</u> 棟
半壊建物	<u>9,725</u> 棟
出火件数	<u>46</u> 件
死者	<u>451</u> 人
負傷者	<u>1,824</u> 人
避難者(1日後、在宅含む)	<u>60,904</u> 人

※その他、液状化や急傾斜地崩壊など新たな項目を追加

(1) 被害想定の見直しに伴う修正

②耐震化・液状化対策の推進

- 木造住宅などの建築主や設計者等を対象に、液状化の基礎知識や本市における液状化リスク、液状化対策の検討手順等を、分かりやすく解説した手引きやリーフレットを作成する。(P29)
- 液状化対策について、専門家の育成や技術者の知識・技術の向上を図るため、建築技術者等を対象とした講習会の開催を検討する。(P29)
- 耐震診断・改修に対する補助制度の継続・拡充の検討や、相談会の開催等による耐震化の啓発に係る取り組みを着実に実施する。(P31)

能登半島地震の被害状況(珠洲市)



(1) 被害想定の見直しに伴う修正

③出火延焼防止対策の推進

- 通電火災を防止するため、感震ブレーカーの設置や家具の転倒防止、避難時のブレーカー遮断等の対策を推進する。(P31～32)
- 排水栓やスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を推進し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を図る。(P32)

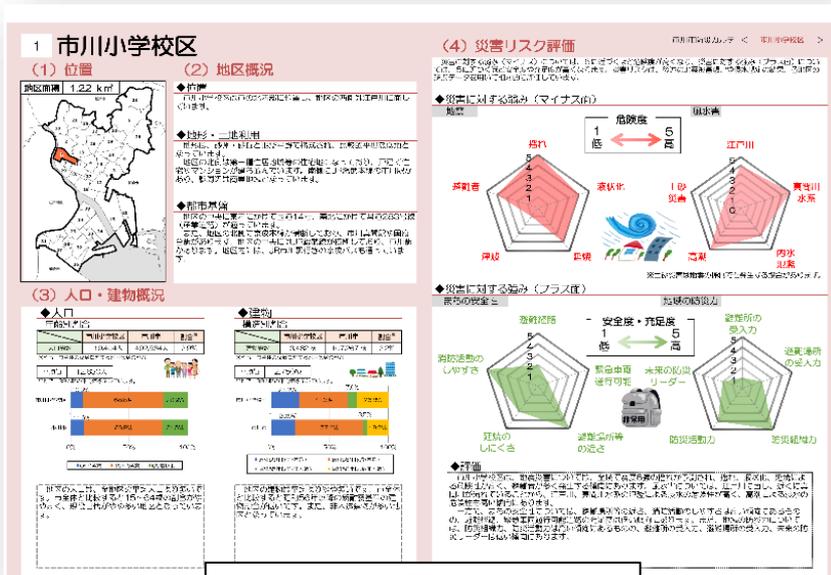
④避難者対策の強化

- 小中学校等への太陽光発電設備・蓄電池設置の継続・拡充、代替施設も含めた防災拠点施設への非常用電源や太陽光発電設備・蓄電池の導入を推進する。(P37)
- 避難所生活の長期化に対応するため、簡易ベッドやパーテーション等の備蓄・調達、プライバシー確保のための空間や入浴施設の確保、医師や看護師等による巡回体制の準備等に関する検討を行う。(P48)
- 避難所外避難者の把握方法や物資・情報の提供方法、健康・福祉に対する支援対策等、避難所外避難者への支援体制を検討する。(P49、P121)

(1) 被害想定の見直しに伴う修正

⑤災害に強い市民の育成・強化

- 減災マップや公式Webサイト、防災講習会や学校教育等を通じて、新たな地震被害想定に基づく被害予想や過去の災害教訓等の知識の普及を図る。(P60)
- 学校、幼稚園、保育園等は、将来、地域防災の主体を担う人材を育成するよう、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。(P62)



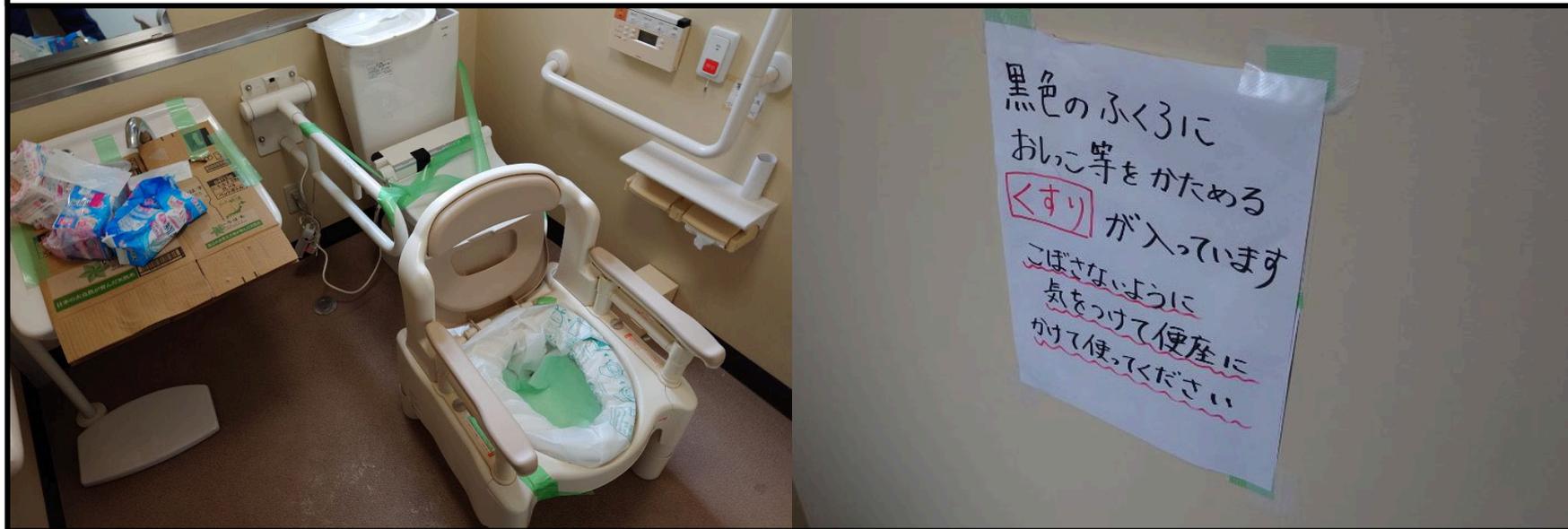
小学校での防災講話

(2) 能登半島地震等の災害教訓を踏まえた修正

①災害用トイレの確保・管理

- 「市川市災害時トイレ確保・管理計画」に基づき、必要数量の調達体制を整えるとともに、被災者が安心して利用できるトイレ環境の整備に努める。(P57)
- マンホールトイレ対応施設の整備や、仮設トイレを設置する避難所の場所、優先順位、設置数等についてマニュアルを作成する。(P57)

避難所のトイレの様子(珠洲市)

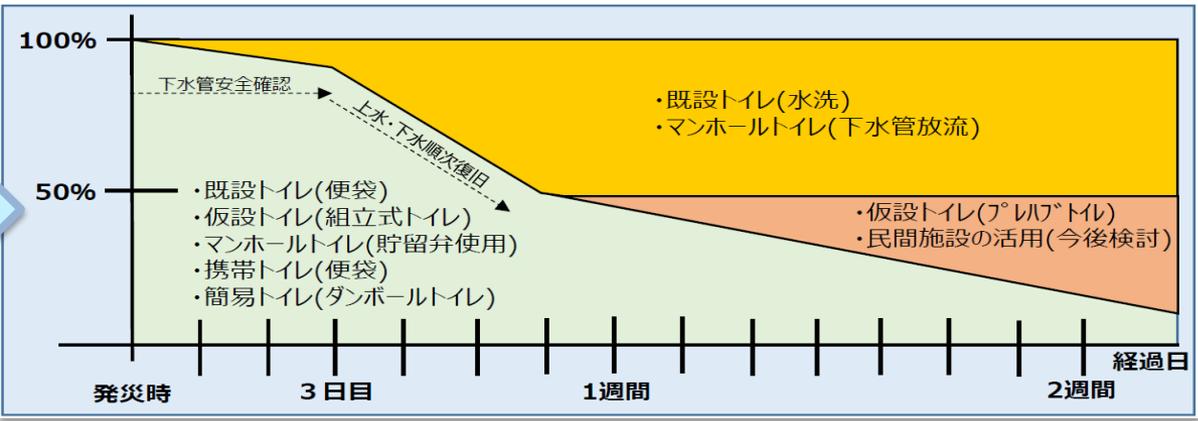


災害用トイレ管理・確保計画の概要

基本方針

- (1) 必要量を確保
- (2) 徒歩5分でアクセスできるようバランスのよい配置
- (3) 誰もが安心して利用できるよう衛生面・安全面を確保

発災時からの経過時間と災害用トイレ



災害用トイレの種類

仮設トイレ



携帯トイレ



簡易トイレ



マンホールトイレ



(2) 能登半島地震等の災害教訓を踏まえた修正

② 応急対策職員派遣制度の活用

- 平時より応急対策職員派遣制度に基づく
GADM(災害マネジメント総括支援員)等の登録を推進するとともに、
総務省から要請があった場合は、積極的な派遣を行う。(P40)
- 発災時に災害対策本部の運営など、全庁的な災害マネジメントについて
支援が必要な場合は、県を通じて総務省に総括支援チームの
派遣を要請する。(P82)

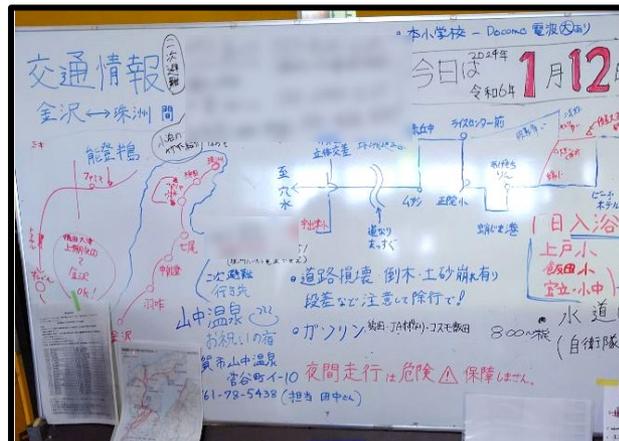
派遣職員の活動状況(珠洲市)



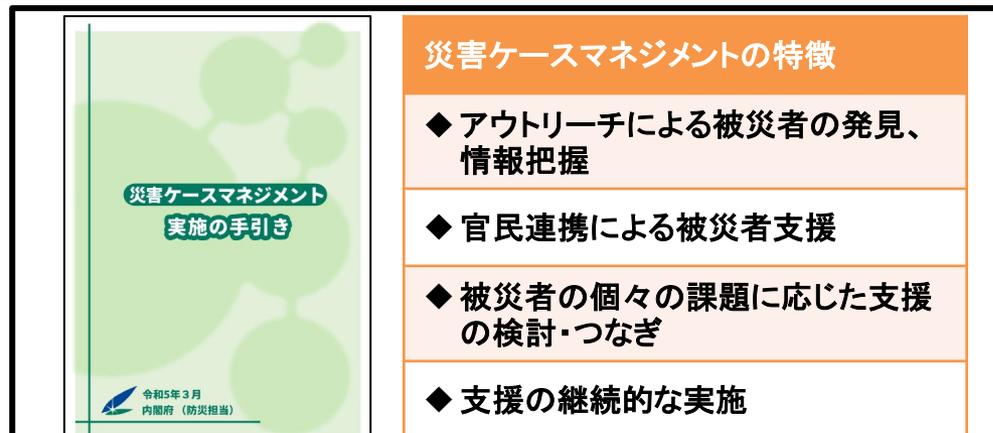
(2) 能登半島地震等の災害教訓を踏まえた修正

③被災者支援の強化

- 「市川市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者ごとに、「個別支援シート(個別避難計画)」の作成を促すとともに、要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができるよう仕組みづくりに努める。(P51)
- 災害ケースマネジメントについて、平時から防災部局と福祉部局が連携して検討を行うとともに、福祉関係機関・団体との連携や、その他生活再建支援に係る団体との協力体制など、被災者支援体制の構築を図る。(P59)
- 避難所の開設にあたり、要配慮者のため、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。(P119)



避難所における2次避難の情報(珠洲市)



災害ケースマネジメント実施の手引き(内閣府)

災害ケースマネジメントの特徴

- ◆アウトリーチによる被災者の発見、情報把握
- ◆官民連携による被災者支援
- ◆被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ
- ◆支援の継続的な実施

(3) 国や県の動向や社会情勢の変化を踏まえた修正

① 参集基準の見直し

- 参集基準に「**長周期地震動階級※3以上**」を追加する。(P78)

※長周期地震動階級

高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標



気象庁HPより

② 災害対策のDX化推進

- 効果的・効率的な防災対策を行うため、クラウドコンピューティング技術やSNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を図る。(P39)
- ドローン等無人航空機や崖地センサーを活用した情報収集、職員間の情報伝達手段としてのビジネスチャットツールの活用など、デジタル技術により情報連絡体制の強化を図る。(P42)

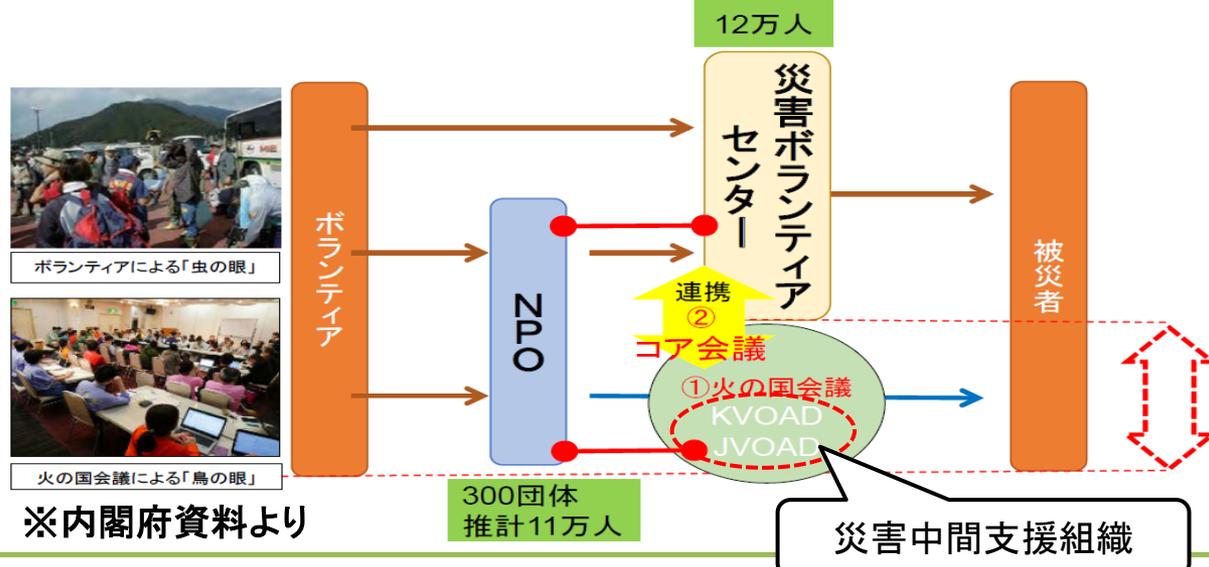
(3) 国や県の動向や社会情勢の変化を踏まえた修正

③ 応援・受援体制の強化

- NPOやボランティアの支援を効果的に受け入れるため、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。(P41)
- 国・県への物資要請においては「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するとともに、物資集積・供給拠点の開設にあたり、民間物流倉庫や物流専門家の活用を検討する。(P127)

災害中間支援組織の
活動事例（熊本地震）

- ① 「火の国会議」： 約300のNPO団体による情報交換・調整
- ② 「情報共有会議（コア会議）」： 熊本県・熊本市・熊本県社協・市社協・NPOによる情報交換・調整



(4) 計画の実効性を高めるための修正

① 担当部署の明確化

- 発災前の対応である震災予防計画について、担当部署が分かりやすいよう、災害対応時の組織名ではなく、各部局室の組織名を具体的に記載する。(P26～63)

② 応急対策用地の確保

- 資材置き場や仮設住宅建設用地等、復旧活動に必要な応急対策用地を確保するための防災農地登録制度を創設し、防災農地の登録を推進する。(P37)

③ 代替施設の確保

- 市役所第1庁舎が使用できない場合の代替施設として、**第2庁舎を災害対応本部開設の第2順位とする***。(P69)

※修正前は生涯学習センターを第2順位としていたが、災害ボランティアセンターによる利用を予定していることや、第2庁舎は免震構造であり自家発電設備を備えるなど防災拠点としての機能を有することから代替施設として選定した。

2. 市川市地域防災計画

風水害等編

大規模事故編

(1) 震災編に準じた修正

① 震災編の被害想定見直しに伴う修正

- 避難者対策の強化 (P52～54、131～132、135～137、166)
- 災害に強い市民の育成・強化 (P65、67)

② 能登半島地震等の災害教訓を踏まえた修正

- 災害用トイレの確保・管理 (P62、148)
- 応急対策職員派遣制度の活用 (P46、92)
- 被災者支援の強化 (P64、135)

③ 国や県の動向や社会情勢の変化を踏まえた修正

- 災害対策のDX化推進 (P45、48)
- 応援受援体制の強化 (P92、143)

④ 計画の実効性を高めるための修正

- 担当部署の明確化 (P31～69)
- 応急対策用地の確保 (P43)
- 代替施設の確保 (P78)

風水害等編の主な修正点②

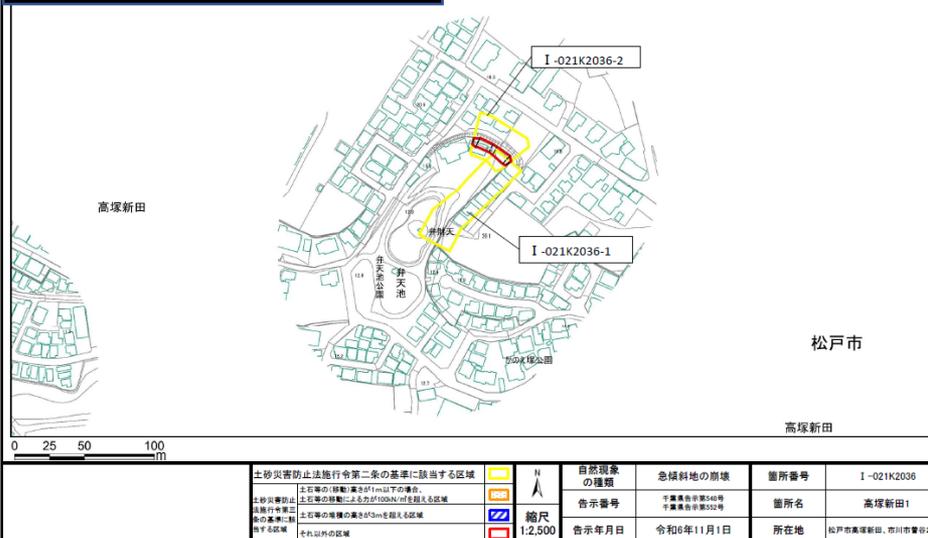
(2) 土砂災害警戒区域の新規指定

○土砂災害警戒区域が令和6年11月1日に33箇所新たに指定されたため75箇所から**108箇所**に修正(P38)

(3) 水防訓練の実施

○毎年出水期前に、河川管理者及び下水道管理者の協力のもと、水防関係機関との水防訓練(情報伝達等)を実施し、水防技術の向上を図る(P69)

土砂災害警戒区域



水防訓練



(4) 水防活動の実施

- 各災害班の役割として現地対応（土のう配布・排水作業）の記載を追記（P85）
- 樋門・ゲートに関して、適切に操作を行い、放流先（河川等）からの**逆流による浸水被害**を防止する（P112）



(5) 水害廃棄物の収集・処理

- 水害廃棄物**の収集処理について市川市災害廃棄物処理計画にあわせて用語を統一（P149、150）
 - ・集積場所、一時集積所
 - ⇒ **仮置場、一次仮置場**
 - ・最終処理計画
 - ⇒ **災害廃棄物処理実行計画**



第8節 放射性物質事故災害対策計画

県が市に対し退避・避難を要請する指標の修正

○県は、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「OILと防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示に基づき、市町村に対し退避・避難を要請することから、千葉県地域防災計画に準じて修正を行うもの(P44～45)

指標の概要

○ 原子力災害対策指針「OILと防護措置について」
 ※OIL:Operational Intervention Level (運用上の介入レベル)

【OILと防護措置】とは

OILと防護措置とは、原子力施設において異常事象が発生した際、緊急事態応急対策拠点施設の放射線量率等のモニタリング測定結果に基づき住民等の防護措置を実施する判断基準をいう。

OILに基づき、国及び地方公共団体等は住民の避難や屋内退避等の被ばく防護措置を実行する。

原子力災害対策指針「OILと防護措置について」

指標の名称	指標の概要	初期想定値※1	防護措置の概要	
OIL1	地表からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不法廃棄物口採取による被ばく影響を防止するため、住民等を放射能汚染区域や放射線管理区域から避難させるための基準	300 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	敷地内を用途に区別を特出し、避難を特出し、避難等を実施。(移動が困難な場合は一斉屋内退避を含む)	
		例値：40,000cpm※3 (設備から数cmでの検出器の計数率)	敷地基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える限は対応に準ずる。	
OIL4	不法廃棄物口採取、設備汚染からの外部被ばくを防止するため、放射線管理区域を設定するための基準	例値：13,000cpm※4 [1ヶ月後の値] (設備から数cmでの検出器の計数率)		
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不法廃棄物口採取による被ばく影響を防止するため、地域生体知覚※5の機能を損傷することなし、住民等を1週間程度屋内一時避難させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日以内を用途に区別を特出し、地域生体知覚の機能を制限するとともに1週間程度屋内一時避難を実施。	
		0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	敷地内を用途に飲食物中の放射性生体知覚を測定すべき区域を特定。	
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を緩和する基準として、飲食物中の放射性生体知覚測定を実施すべき地域を特定する際の基準	例値※7	1週間内を用途に飲食物中の放射性生体知覚の測定と分類を行い、基準を定めるものに基づき避難を要請して実施。	
		飲料水 牛乳・牛乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他		
OIL6	放射線管理区域を設定するための基準	飲料水	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8
		飲料用田水		
		飲料用セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		フルトニウム及びウラン元素のアルファ放射線	18Bq/kg	10Bq/kg
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	